

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします——

ホミック通信

Vol.3

旅立ちと出会い号

2005.4

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

春たけなわ、一年でもっとも気分が浮き立つ季節です。
新しいことを始めて、環境が変わった方も多いことでしょう。
この春、ホミックにも変化が訪れました。
まず、平成13年の秋から事務所を守っていた米崎が、司法書士を休業することになりました。新たな希望を胸に、意欲満々で旅立っていきます。
これまでのご指導を心よりお礼申し上げます。
そして、ニューフェイスが登場しました。

■どんまい! どんど

平成11年に司法書士試験に合格し、京都で勤務司法書士をしていた鬮鬮めぐみ28歳です。
難しい名字ですが、「どんど」と読みます。一度名刺交換をすれば、まず忘れられることのない、大きな武器となる名前です。

この度、京都司法書士会から大阪司法書士会へ登録替えをし、ホミックの下で新たなデビューを計ることになりました。

登記に関しては商業・不動産共に十分に経験を積んできましたが、簡裁代理権を行使するのはまだこれからです。壁にぶち当たることもあるかもしれませんが、「どんまい! どんまい!」と自らにエールを送る決意とのことです。

ホミックの理念「顔の見える司法書士」となるべく、鬮鬮もまた意欲満々です。どうぞご声援ください。

※ホミックHPIにおいて、鬮鬮をご紹介するのは、4月末になる予定です。



え：米崎画伯

■ 簡裁代理権その後 -3-

以前から触れている「建物明渡訴訟」は、欠席判決で勝訴したものの、賃借人が任意で明け渡しをしなかったため、強制執行を行うことになりました。執行については司法書士は代理人にはなれませんが、ホミックで申立書類を作成し申立て、送達場所にも指定しておきましたので、依頼人にとっては特に不都合はなかったと思います。

この4月1日から、少額訴訟(60万円までの訴え)については、司法書士が代理人となって強制執行手続きを行えるよう法律が改正されました。

1月には梶田・米崎コンビで証人尋問も行いました。簡易裁判所で尋問まで行う事件は稀なため、大変緊張しましたが、予行演習に時間を割いた甲斐があり、それなりの成果が得られたと満足しています。

「賃金請求」「家屋明渡」に関して新たな事件を受託しました。この分野は、簡裁の訴額(140万円)内の請求であることが多いようです。

また、簡裁ではなく地裁管轄となりますが、「時効取得による不動産の所有権移転登記請求」についてもご相談を受けており、近く本人訴訟支援の形で訴え提起を行う予定です。

■ 新不動産登記法

司法書士業界を震撼させた新不登法が、去る3月7日に施行されました。司法書士の「登記の専門家」としての責任が加重されましたし、いずれはインターネットであらゆる申請を行うということで、設備を整え、仕組みを理解し、テクニックを身に付けることが私たちに求められています。

またこの法改正は、司法書士にとってだけでなく、市民生活にも大きな影響を与えるもので、従来のように『権利証を大事に金庫にしまっておけば安心』という時代ではなくなります。権利証の代わりに「12桁の英数字」が交付されるのです。この12桁はキャッシュカードのパスワードのようなものであり、他人に知られることは権利証を渡すことと同様です。「権利証」から「12桁の英数字」への移行は、日本全国の法務局で順次行われることになっており、大阪府下でも今年度中にオンライン指定庁(権利証が作成されない法務局)が誕生すると言われています。但し、今お手元にお持ちの権利証は基本的に有効なので、大切に保管なさってください。

ホミックHPなるほど登記(<http://www.homik.com/registration/01.html>)で「Vol.8 どうなる権利証?」「Vol.14 保証書がなくなります!」を掲載していますし、日本司法書士会連合会のHPでも「新不動産登記法の概要」という小冊子を転載しています。詳しくは、これらをご参照下さい。

司法書士の仕事

- 不動産登記
 - 商業・法人登記
 - 裁判
 - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
設立・役員変更など
訴訟・調停・和解・破産など
任意後見契約・遺言・死後事務など